

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第12回）

1 日時

令和3年4月9日（金）10:00～12:00

2 場所

WEB会議による開催

3 出席者

（構成員）手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、小川構成員、小木曾構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）構成員、小松（博）構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員

（オブザーバー）小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、榊原内閣府政策統括官（科学技術イノベーション担当）上席政策調査員、三木金融庁総合政策局総合政策課調整官、希代法務省民事局商事課補佐官、山形経済産業省総務課情報プロジェクト室室長補佐、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐

（総務省）田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括官室審議官、中溝サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料 12-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第12回）事務局資料

資料 12-2 富士通株式会社提出資料

参考資料 12-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第11回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開会

（2）議題

① 事務局説明

事務局から資料 12-1 について説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下のとおり。

小田嶋構成員：資料 12-1 の 8 ページから 33 ページについて、基本的に同意。

14 ページについて、第三者機関のデータベースの管理や構築の状況を確認することが重要ということをご認識のとおり。その状況については、国際標準規格に基づく発番機関登録がされているかどうかによって確認できると思っており、国際標準規格の例としては UN/EDIFACT のデータエレメント 3055 や、ISO/IEC の 6523-2、もしくは ISO/IEC の 15459-2 が挙げられる。

17 ページについて、英文商号、和文商号の観点も考慮が必要。英文商号に関しては重要だと認識しているが、現状国内のデータベースとしては悉皆性に欠けるため、整備の必要性を含め、データ戦略タスクフォースなどで議論いただきたい。

QC ステートメントに関しては、日本固有のものとして OID を取得することも考えられる。18 ページの最後に記載されているが、鍵の使用目的は現状 Non Repudiation のみが記載されている。EU だと、ETSI 319 412-2 の key usage settings で 4 種類ほど挙げられており、組合せも認められている。日本だけ厳しく制限する必要はないため、同様に組合せも可能とする規定がよい。

25 ページについて「認証局側で秘密鍵を複製」との記述を「利用者側で秘密鍵を複製」と修正していただいております。こちらに関して賛同。利用者の秘密鍵の管理に関しては、認証局側から利用者に対して説明義務を規定することが適切。

高村参事官：17 ページについて、英文商号の重要性は小田嶋構成員のご指摘の通りだが、日本においてはようやく、戸籍に振り仮名をつけるかどうかという議論をしているといった状況であるため、一朝一夕にはいかない可能性があるということをご理解賜りたい。

宮内座長代理：Non Repudiation 以外の鍵の使用目的はどのような使い方が想定されているのか、参考までに教えてほしい。

小田嶋構成員：EU では、Non Repudiation のほかに Digital Signature、Key Encipherment、Key Agreement の 4 つから組合せで選べるようになっており、eシールの発行の目的に応じた組合せが必要になる。通常は Non Repudiation で十分だが、Digital Signature や Key Agreement を組み合わせることが必要な場面も用途によっては出てくる。

宮内座長代理：eシールの鍵の使用目的として、Key Agreement等を使えるとなると、ウェブサイト認証のような用途としてもeシールを使えるようになるという認識でよろしいか。

小田嶋構成員：本検討会で検討するeシールに関しては発行元証明と改ざん検知が目的であるため、ウェブサイト認証のために用いる、Key AgreementやKey Enciphermentとの組合せは基本的には考えにくい。他方、今回検討するeシールはレベルが3つに分けられており、レベル1のeシールに関しては確認の程度を緩くして利用者の負担を軽減したようなサービスも含め、様々なサービスが入り得ると承知しているため、Key EnciphermentやKey Agreementとの組合せもあり得る。

中村構成員：資料12-1の13ページについて、発行対象となる組織等の識別子が法人以外の団体も含めて悉皆性のあるものがないため、乱立しているというのは記載いただいたとおり。

他方で、表の丸と三角とハイフンの解釈がよく分からなかったので、報告書をまとめる際は説明や凡例をつけたほうが良いと思う。

また、先日、日経の記事で、個人事業主についても国が付番するという話が出ていたかと思う。そういった政府内での新しい動きを踏まえ、この表の中に取り込んでおくべきことがあれば教えていただきたい。

事務局：例えば、法人番号であれば法人を網羅しているということで丸をつけているが、付番対象の組織となっていないものはスラッシュで書いている。D-U-N-S®Numberは、事業所単位で付番することはできるものの、事業所内に複数のビジネスユニットが存在する場合はそのどれか1つに対してのみ発番できるということだったため、一部三角にしている。いただいたご指摘を踏まえ、修正を検討する。

個人事業主の話については、確認し、報告書にする際に可能な範囲でアップデートしたい。

中村構成員：法人情報の開示等の方法について、フォーマットがX.509である電子証明書を受け取った者が当該証明書に記載された法人番号をトリガーに、マシンリーダブルにAPI等を通じてデータベースに問い合わせ、法人の詳細について回答を得るようなことに対して、制度化する中で義務づけも含め考えがあれば教えてほしい。

証明書の保有者の詳細について、eシールの付されたデータを受け取った者から法人の識別子となる番号の発番者に対し問い合わせる時に、マシンリーダブルな方法も可能とすることを政策的に引っ張っていく必要があるのか、事務局から見ていて、思いがあれば教えてほしい。

事務局：トラステッドリスト等を確認し、電子証明書に格納された情報を起

点にマシンリーダーブルに法人情報を確認するというのも選択肢に入ってくると思う。基本的には認証局から発行された電子証明書がデータについているため、それをユーザーは受け取り、基本的には認証局が確認しているという事実を確認することをもって、これは正しいという推定をすることになる。もし、例えば法人番号であれば国税庁のホームページに確認をしたいという話であれば、確認をしに行くことを妨げられるものではない。そこはマシンリーダーブルになる前は、かなり手間がかかる部分もあるが、認証局が組織等の範囲や実在性を確認するときに、法人であればしっかりとその法人番号が合っているかとか、実在性があるかというのを確認した上で発行しているため、ユーザーの方が改めて何らかのデータベースのサイトを見に行くということは、基本的には必要ないのではないか。

前に同様の質問を濱口構成員にした際に、証明書自体の中身を確認する人自体もほとんどいないのではないかという話を聞いたことがあるが、確認したい方が確認するというのは当然ある。

濱口構成員：認識のとおりだと思う。

高村参事官：本来的には内閣官房IT室からお答えいただかないといけないところがあるため、一部理解が間違っているところがあるかもしれないという点はあらかじめ御容赦いただきたい。

電子証明書に格納されている組織についての情報やOrganization IDを見て、法人の名称と住所以外の情報を知りたいと思った際、電子証明書の当該欄をクリックし飛んでいけるというのは理想的な世界。ただ、そのためにはOrganization IDで示されている番号体系がマシンリーダーブルな形で提供されている必要があり、データベースへ飛んでいく仕組みについても別途確保しなければならない。飛んでいく先が存在するかという問題もあるが、これはベースレジストリの議論をしていく中で可能な限り、ベースレジストリ的なものとAPI連携を行い法人の詳細を確認できるようにすることが望ましい。

一方で、日本国内については、例えば帝国データバンクや東京商工リサーチが振っている番号のリンクから飛んでいった先で、与信等のビジネスで有用な情報まで見られる世の中というのはなかなか難しい。また、欧州が中核となってやっているeシールがアメリカ、アジアと世界中に広がっていったときに、同じ仕組みを世界がしてくれるかどうかはまた別の話であり、日本国内で強制する規格をつくると、将来国際標準と不整合を来して行き詰まるリスクがある。

そのように自国での利便性の部分と国際的な運用性等の両方のバラ

ンスを取りながら、どうあるべきか考えていかないといけない。直近で考えないといけないのは、インターナショナルスタンダードとの整合性であり、当面は指摘にあったような話は志向できないという状況にあると考えている。

中村構成員：目下の制度化に係る話と、将来的な話を分けて考えなければならないということはよく分かった。資料12-1の13ページにある帝国データバンクの企業コードにしても、東京商工リサーチの企業コードにしても、ここに採用されている基準自体に不明瞭な部分があると思ったため、発展させていく上では、そういうところも何かちゃんとルールを決めていく必要があると思う。

小川構成員：EUでもSignature Interaction Componentという、署名者自身の環境下等にあるソフトウェアのセキュリティ要件が定まっておらず、この点も国際的な運用可能性に影響してくると思うため、資料12-1の32ページに今後も継続して検討が必要という記述が必要ではないか。

事務局：宿題および将来的な検討の課題として、御指摘いただいたと認識。

小木曾構成員：第4回の本検討会でプレゼンした際、eシールの出口戦略、すなわちeシールの利用を促進していくためにどのように環境整備を図っていくべきかという話をした。その中で例えば、自然人を対象に昨年作成された押印のQ&Aの法人版の作成や、eシールの利用を法令上阻害する要因の改正、eシールの利用を企業のDX指標やSDGsの指標の1つにしていくといったことを提案した。その際はデジタル庁の話が出てくる前だったため今は状況が大きく変わったが、今回取りまとめたeシールの検討事項を踏まえての今後の展開について、お考えをご教示いただきたい。

高村参事官：おっしゃるとおり、デジタル庁ができるという話になったため、eシールを巡る検討の状況は相当変わった。総務省の検討会の場からトラストに関し、検討のハードルを上げるような球を投げると、それがむしろデータ戦略のような政府全体の方針を書ける場所での検討をスタックさせる要因になりかねないため、ここまでやるべきだというのは、この検討会からは控えめに出したいと思っている。

その一方で、データ戦略では、どこまでやるべきだという言い方ではなくどこまでやると書くため、データ戦略で思い切りeシールの利用の方策等の意見は言っただけだとありがたい。

小木曾構成員：承知した。今回のとりまとめを修正して欲しいという趣旨ではない。

山内構成員：資料12-1の32ページで、リモートeシールサービス提供事業

者については一定の基準を設けることが適切となっているが、これは事業者が提供するリモート署名サービスの基準である。ISMSのような組織に対しての認証ではなく、あくまでリモート署名サービスのシステムがある種の基準に適合しているかどうかを評価するということだと思つたため、サービスそのものを評価するための基準と表現を変えてほしい。リモートeシールサービス自体の基準を定め、それに基づく適合性評価をすることがあるべき姿。JIPDECは、トラストサービスの評価事業の一環としてリモート署名サービスの評価も行い、その結果を公開している。その際にはその事業者自身の信頼性ではなく、その事業者が提供しているサービスそのものが信頼できるということを示すようにしている。

また、認証要素という言葉は、学術的に定義されているか。クレデンシャルのことかと思うが、この言葉がはっきり分かるようにしていただきたい。

30ページについて、ローカルのeシールに関する図は不要ではないか。また、秘密鍵を生成するのが認証局側になっているため、eシール用の電子証明書を発行する要求の矢印は必要ない。

事務局：リモートeシールサービスを提供する事業者のサービス自体の基準を設けるべき、というのはおっしゃるとおり。表現を直す。

認証要素については、知識要素、所持要素、生体要素、これらを含めたものとして認証要素という趣旨で書いていた。

ローカルeシールの絵を載せたのは、29ページと30ページを並べてみると両者の異同が分かりやすいと考えたため。USBなどでeシールを付すローカル型のeシールに比べ、リモート型のeシールの場合にはリモートeシールサービス提供事業者、場合によってはアプリケーション提供事業者も認証局と利用者の間に入るため、絵があったほうが分かりやすいと思い載せている。

鍵の生成については、認証局で行う場合もあれば、ご指摘のとおりUSB等にてユーザーの側で行う場合もあるため、表現を工夫したい。

新井構成員：資料12-1の16ページにあるとおり、企業の実在性の確認は商業登記との照合のほかにも方法が考えられるが、実際に企業の実在性を確認した証跡について電子証明書の記載事項に記載する必要があるかどうかについて議論したい。審査に用いた文書が何かということも機械的に確認できた方が良いのではないか。

これまでの議論において、利用者の秘密鍵の扱いについてはユーザーの管理に任せ、またeシール生成装置についても認定の要件として限

定しないという議論の方向性になってきているが、9ページのレベル3のイメージを記載した※1に、「eシールの生成装置の基準等の一定の水準」という記載があり、議論の方向性とズレがあるのではないか。9ページの記載ぶりを変えるのか、それともレベル3のイメージはeシール生成装置の基準を設けるが、本検討会の結論としてはeシール生成装置の基準は設けないという整理をするのか、この点方向性が決まっていれば教えていただきたい。

事務局：資料12-1の9ページ目の注の表現については、21ページ、22ページで書いてある通り、生成装置の基準はマストではないという結論になったため、それと整合するように記載を修正する。

審査に用いた証跡を電子証明書に記載すべきということについては、証明書の任意の拡張領域に当該情報を格納することはできるかもしれないが、EUでも書いている例は聞いたことがなく、証明書に記載する必要があるかは疑問。濱口構成員に、EUではどこまでの情報が電子証明書に記載されているかを教えていただきたい。

濱口構成員：法人の場合、例えば登記簿であれば、登記簿にひもづいた法人番号のようなものが書かれているため、その番号から、何に基づいて実在性の審査をしたかというのは分かるような形になっている。自然人の場合はそこまでの検討が出来ていない。

新井構成員：サブジェクトのところに記載する番号の根拠を辿るという形で確認できるということで理解した。審査の証跡まで分かるように証明書に記載する方がマシンリーダブルになると思うため、制度として強制するかどうかは別次元の議論になるが、論点としては残しておいた方がよいのでは。

③ 関係者ヒアリング

渋谷構成員から資料12-2について説明があった。

④ 意見交換

主な意見は以下のとおり。

小田嶋構成員：資料12-2の6ページについて、eシールは請求書等の受領側にメリットが認められるため、発出側のメリットを見いだすことが必要と理解。法人の行う業務には請求書等の発出側と受領側の両面が必ずあるため、社会全体でeシールが使用されることで相互にメリットが出てきて、デジタル化のメリットが共有されると認識。電子署名に関

しても、国や地方自治体の電子入札を起点として電子契約における利用が一般的なサービスになっていったように、社会全体でeシールを使用できるような仕掛けが重要。

生データであれば改ざんや成りすましのリスクが出てくるが、eシールによって発出元の確認と改ざん検知が行われることにより、信頼性を保ったまま、人が行っている処理を機械での自動処理に置き換えることが可能となる。そして、機械で自動処理を行い、エラーが検知されたときのみ人が作業すればよいというふうになれば、コストの削減にもなり、組織の利益率の向上に資する。人が人にしかできない創造的な作業に集中できるという意味でも重要。

13ページのeシールを付与するデータの標準化についてはとても重要だと認識。領収書や請求書等について、現在国税庁と民間で協議が進んでいると認識しているが、ぜひ進めていただきたい。また内閣官房のデータ戦略タスクフォースでも議論をお願いしたい。

袖山構成員：国税庁が利用を推進している電子申告・納税システム、e-Taxにおいて、代表者と経理責任者の電子証明書が必要だったところが経理責任者の電子証明書のみで申告ができるように、平成30年度の税制改正で改正されている。しかし、その要件として代表者の経理責任者への電子委任状を求めていることがe-Taxの利用推進を妨げる要因にもなっている。そのような中で、令和3年度の税制改正で、税務関係手続に必要な書類の押印行為が担保提供書類等の一部の書類を除き廃止されている。

令和2年の4月1日以降に開始する事業年度において、特に資本金が1億円を超える会社については電子申告が義務化されている。e-Taxの利用割合は大企業においてとりわけ低くなっており、国税庁は大企業に対し電子申告の義務化をするという方針に切り替えたが、ここでも代表者から経理責任者の電子委任状が必要なことが問題になっている。令和3年度の税制改正による押印廃止と併せて、eシールによって電子申告ができるようにするというのも一案。eシールの利用の推進に向けて、国税庁側とも検討を進めていけるような制度にしていきたい。

国税庁は紙の申告書に添付を求めていた、残高証明書や医療費控除の領収書等の添付を電子申告においては省略している。その代わりに納税者が当該書類の保管をし、税務署からの提示が求められた際に提出できるようにしておくよう求めているものの、実際には確認はほとんどされておらず、税務行政として適正公平な課税ができているかど

うかが問題になっている。こうした書類にもeシールをつけて発行してもらうことで、データで提出することができるようになれば、eシールの利用促進につながってくると思う。

新井構成員：eシールを意識せずに使えると便利だと思うものの、利用者側でeシールの存在があまりに見えないとありがたみが薄れるとも思う。

資料12-2の10ページの税制関係について、実際にe-Taxで確定申告をしてみたが、e-Taxと民間送達サービスとの連携があると便利であると感じたため、将来検討してほしい。

13ページで電子署名に関しては結局のところ、どのように理解していただけたのかお聞きしたい。また、実証実験におけるデータフォーマットには、汎用性が高く標準的なものを使ったという認識でよろしいか。

渋谷構成員：電子署名に関しては、ほとんどの企業においてマイナンバーカードによる電子署名があるといった程度の認識であり、eシールやeデリバリーの話も情報提供という形で弊社から説明した。いずれにしても今後の制度化を含めて初めて理解していただけたというのが感触であり、各企業において業務システムにおける電子署名の利用について検討を始めなければならないということは認識いただけたかと思う。

今回のシステムは当初の計画の段階ではXMLにしようかどうか悩んだが、基本は現状のPDFをベースにしたPAdESのフォーマットにしている。電子インボイス推進協議会での検討によれば、Peppol標準としては様々なデータの並びや様式に対応できるXMLがベースとなってくると聞いており、今後はPeppolや国連のCEFACTのような標準化の動向をきちんと眺めながら対応するのが必要だと認識している。

宮内座長代理：資料12-2の11ページには、電子委任状にeシールを付与すると書いてあるが、委任状は委任の意思を示すものであるため、eシールの用途にはなじまないのではないか。委任状については電子署名によって行うのがこれまでの筋道からいうと正しいのではないか。

12ページについて、領収書の電子化は重要なポイントだと思っている。その上で、紙の領収書については1枚しかないので1回しか使えないが、電子データになると複数回使うことが考えられるということに注意しなければならない。例えば、ある経費の領収書を依頼者に対し渡して、立て替えたお金を請求する一方で、個人事業としての経費として載せるということができてしまう可能性がある。二重使いを税務署が全部確認することは困難。紙の領収書に比べて、そのような注意が必要になる。

小松（博）構成員：資料12-2の5ページにある図に関して、検証局の機能を教えていただきたい。eシールが付与されたデータやインボイスデータを処理する際に、当該eシールに係る証明書が失効していた場合はどうなるか。過去に遡り当該証明書に係るeシールが付された電子データやインボイスデータを全部失効させることになるか、それとも失効を確認した時点以降失効するというにすることなのか、どちらの機能を想定しているのか。また、失効のタイミングを識別するために必要な時間情報はどのような形で取得することになるか。

渋谷構成員：検証局の機能の説明は難しいが業務的な観点では検討した。電子署名やeシールに係る電子証明書のサブジェクトに法人番号が記載されているというケースでいうと、法人番号サイトではその企業の統廃合の情報が公表されているため、そういった情報を検知する仕組みを整備し、企業は廃業しているものの、当該企業のeシールに係る電子証明書は失効されていないというケースに対応していくということも考えられる。国税庁のサイトへの公表が今後期待される適格請求書等発行事業者など、失効に関する情報を取り、トランザクション単位でチェックしていくという仕掛け等については検討が必要

手塚座長：今いただいたように、リアルの世界の動向をいかにデジタルの世界に反映するか、といった業務的な観点の話もあるが、そもそもの問題としてCRL情報等を用いての証明書の有効性の確認方法についての議論。電子証明書が有効期限内でも、その証明書を失効するという場合があり、その場合にはCRL情報を見て失効の事実を確認することになるが、当該証明書に関わる全てのeシールやデータを無効にするという話ではないと思う。

小松（博）構成員：取引の安全性の観点からどのようなルールを徹底すべきかということも問題になり得る。

新井構成員：資料12-2の30ページに、アーカイブタイムスタンプや署名タイムスタンプの記載があり、それらを確認するといつ失効していたかの真贋性が分かるため、これらを確認することで、どこまでが有効でどこからが失効しているのかを判断するのが正しいのではないか。

若目田構成員：eシールによる領収書の電子化によって受領企業における業務効率化の効果があるという話だが、反対に請求書を受け取る側の企業にシステムや事務的な負荷・投資の必要性は想定されるか。

渋谷構成員：現在弊社で、eシールへのシステム対応をサービスとして提供できるかどうか検討している。地方自治体からは、地方自治法施行規則の改正に伴って、民間の電子署名の利用に関する実証が始まっており、

デジタル化された請求書をシステムで処理できるかという問合せも頂戴しており、クラウドによるサービスを前提に、在り方を検討している。

若目田構成員：eシールの効果の享受には発行側も受領側も今ご教示いただいたようなeシールに対応するサービスを使うことが前提となるか。

渋谷構成員：おっしゃるとおり。請求書の授受に関していうと、受領する側はデジタル化されたデータを基に、全国銀行協会が提供しているEDIとのデータ連携が可能になる。これによってEDIから入金の情報を受け取った請求書発行事業者も明細単位での入金消し込みを行えるという効果が出せ、請求書の発行側にもメリットが出てくるといえる。こういった形でデータ連携をすることで、請求書の発行側と受領側の双方で効率化ができるのではないかと金融機関とは話している。

若目田構成員：eシールのシステムが今後普及するためには、サプライチェーンや業界に対する標準化を行い、どのようにその投資に係る費用を配分するか等エコシステム全体の議論が必要だと理解した。

渋谷構成員：弊社も同じ認識であり、関連企業、団体と連携しながら進めていきたい。

堅田構成員：資料12-2の6ページの参加企業の効果について、事後的なサンプルチェックや、監査に対応するための確認などの二次チェックが一定程度存在していると思うが、業務の比率が上がっているためそういうところを減らせるとか、あるいはそもそもその二次チェックが大きく減るといような議論があったのか質問したい。

9ページで確定申告の話があったが、個人の確定申告の代わりに企業側で行う年末調整業務では、関係書類の取りまとめにかなりの工数がかかっているため、そのあたりにも効率化の効果がある。加えて個人や企業の領収書の保管義務により、領収書を税務署に送らずに家で保管する必要がでてきた。これは精神的にもかなりの負担となっているため、このような証憑の保管もデータ化によって不要になるというのは大きな効果だと思う。

富士通が作ったシステムについて、個人事業主が自分たちでPDFの請求書を作ってシステムにアップロードするのは難しいのではないかと。例えば個人事業者の方々が使っているような、簡易な会計ソフト等と連動できる形になると普及が進むと思う。

渋谷構成員：監査を含めての二次利用に関しては、今回の実証のスコープではなかったが、eシールを含めた電子署名の技術等の議論をした中では、そのような活用についての期待感を述べる企業は幾つもあった。

- ⑤ その他
事務局から、次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上